

平成29年第11回茂原市教育委員会会議（9月定例会）日程

日 時：平成29年9月27日（水）13：00～

場 所：茂原市役所9階901・902会議室

1 開会宣言

2 会議録署名人の指定

3 会議事項

（議決事項）

議案第1号 平成29年度茂原市教育功労者被表彰者の決定について

議案第2号 茂原市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則の制定について

議案第3号 茂原市総合型地域スポーツクラブ設立計画の策定について

（報告事項）

1 行事の共催、後援及び協賛について

2 平成29年第12回（10月定例会）、第13回（11月定例会）茂原市教育委員会会議の日程について

3 その他

4 閉会宣言

（会議結果）

議決事項について、議案第1号から議案第3号は原案どおり可決されました。

茂原市教育委員会会議録（公開用）

平成29年第11回（定例会）

- 1 期日 平成29年9月27日（水）
開会 午後1時00分
閉会 午後1時40分
- 2 場所 茂原市役所9階会議室
- 3 出席委員
教育長 内田 達也
教育長職務代理者 齋藤 晟
委員 安藤 明子
委員 高貫 裕一郎
委員 高仲 輝夫
- 4 出席職員
教育部長 豊田 実
教育部次長（教育総務課長） 久我 健司
学校教育課長 鈴木 明
生涯学習課長 長谷川 伊智郎
体育課長 古山 茂成
中央公民館長 内山 千里
美術館・郷土資料館長 津田 芳男
東部台文化会館長 渡辺 健司
学校教育課主幹 平井 仁
教育総務課長補佐 川崎 弘道
教育総務課総務係長 東間 諭
- 5 署名人の指定
委員 高仲 輝夫
委員 高貫 裕一郎
- 6 傍聴人 4名

内田教育長 : ただいまから、平成29年第11回茂原市教育委員会会議(定例会)を開会します。本日の出席人数は、5名ですので、定足数に達しており会議は成立いたしました。

本日の会議録署名人は、「高仲委員」と「高貫委員」を指定いたします。

なお、本日の会議には、茂原市として新任の教頭先生4名に出席いただいております。後ほど、職場における近況、課題等について、お話をお聞かせいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

これより会議事項に入ります。本日は、議案が3件となっております。

それでは、議案第1号「平成29年度茂原市教育功労者被表彰者の決定について」を議題としますが、本件は人事案件ですので、非公開とし、秘密会にしたいと考えますがいかがでしょうか。

各委員 : 異議なし。

内田教育長 : それでは、議案第1号につきましては、非公開とし、秘密会とすることに決まりました。関係者以外の退出をお願いします。

(関係者以外退席)

内田教育長 : 以上で秘密会は終了しました。関係者以外の方の入室をお願いいたします。

(退席者入室)

内田教育長 : それでは次に、議案第2号「茂原市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。

豊田教育部長 : 議案第2号「茂原市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。

本案は、幼児教育にかかる保護者負担を軽減し、幼児教育の無償化に向けた取り組みの中で、平成29年度の幼稚園就園奨励費補助金における国の補助限度額の引き上げに伴い、改正しようとするものでございます。

別表の新旧対照表をご覧ください。下線が引いてある部分に変更箇所がございます。当該年度に納付すべき市民税が非課税又は所得割課税額が非課税の世帯の第2子と、当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が77,100円以下となる世帯の第1子及び第2子の補助限度額を引き上げることで、保護者負担の軽減をさらに図ろうとするものでございます。

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則の規定は、平成29年4月1日より適用しようとするものでございます。

以上、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

内田教育長 : それでは議案第2号について質疑をお願いします。

齋藤委員 : 安倍総理大臣が教育無償化の施策を掲げていますが、無償化になればこういった事務は一切関係なくなりますか。

平井学校教育課主幹 : 具体的にまだ明らかになってはいないのですが、実際に無償化になれば、こういった事務はなくなるとは思っています。

齋藤委員 : そう考えて良いのですよね。

平井学校教育課主幹 : はい。

齋藤委員 : 分かりました。ありがとうございます。

内田教育長 : 他にありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それではなければ、議案第2号について採決に入ります。

議案第2号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。

各委員 : 異議なし。

内田教育長 : 議案第2号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第3号「茂原市総合型地域スポーツクラブ設立計画の策定について」説明をお願いします。

豊田教育部長 : 議案第3号「茂原市総合型地域スポーツクラブ設立計画の策定について」ご説明申し上げます。

本案は、本市の実情に即した総合型地域スポーツクラブの設立支援を行い、スポーツの推進を図ることを目的として策定するもので、茂原市総合型地域スポーツクラブ設立検討委員会からの答申を受け、さらに茂原市スポーツ推進審議会の審議を経たものでございます。

総合型地域スポーツクラブは、生涯スポーツ社会の実現を目指して、幅広い世代の人々が、各自の興味関心・競技レベルに合わせて、様々なスポーツに触れる機会を提供する住民が主体となって運営するクラブであり、地域に密着したスポーツ活動の拠点として本市のスポーツ振興に大きな役割が期待されております。

今後の予定でございますが、本計画に基づきまして、モデル地区の選定を行い、その後、準備委員会を立ち上げて、クラブ設立に向けて活動拠点の確保や会則などを整備してまいりたいと考えております。

以上、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

内田教育長 : それでは議案第3号について質疑をお願いします。

安藤委員 : 総合型地域スポーツクラブは、とても意義あるものだと思うので期待しています。私もスポーツを楽しんでいますので、いろいろ興味があって見させていた

いただきました。

資料の5ページの「7 クラブへの移行について」というところですが、「中央型」と「地域型」があるようではすけれども、「学校体育施設等を多くの団体が利用していることから、クラブの必要性を理解してもらい、クラブへ移行するよう働きかけます」と書いてありますが、今、いろいろなスポーツに取り組んでいる団体があると思うのですが、その時の移行の方法とか条件とか、若しくはメリット・デメリットがあれば教えていただきたいです。例えば、体育館の利用を優先的に申し込めるとか、具体的に教えてください。

古山体育課長 : 学校体育施設等を多く利用している団体というのは、学校開放の利用団体を指していると思いますが、学校開放を利用している団体というのは、活動内容が一つの種目に偏っているところがあります。

総合型地域スポーツクラブは、子どもから高齢者までの「多世代」、様々なスポーツを愛好する「多種目」、初心者からトップレベルまでそれぞれの志向・レベルに合わせて参加できる「多志向」という特徴を持っていますので、既存の利用団体が総合型地域スポーツクラブに移行することにより、例えば2時間の活動の中で、1時間は自分たちのための活動を行い、残りの1時間は総合型地域スポーツクラブの会員の皆様に開放し、小さなお子さんから高齢者までどなたでも参加できて、種目によっては競技スポーツを、あるいは趣味的なものを通じて地域の方々の交流が深められるというメリットがあると思っております。

一方で学校開放は、学校の方で年間の使用計画等で運営されていて、その管理等については教頭先生が窓口となっていると思いますが、総合型地域スポーツクラブの拠点として学校を利用する際には、先生に負担がかからないようにするために地域の中心の方が運営することになると思われますので、その役割をするための人探しが課題になると思います。

また、使用料の関係等も会員の受益者負担となりますので、会費については、それぞれのクラブによって金額は様々ですので、そこをどのように調整を図るかというのが問題になってくるのではないかと考えております。

内田教育長 : よろしいでしょうか。

安藤委員 : 会費という話がでたのですが、これから細かいことを決めていかれると思いますが、例えば、市内の方が利用する場合と市外の方が利用する場合では、使用料に差があったりしますけれども、この総合型地域スポーツクラブでも差が出てくるのでしょうか。会員外の金額、会員の金額というのがあるのでしょうか。

古山体育課長 : 総合型地域スポーツクラブを立ち上げた際に、そのクラブの会則等で会費を定めます。その中で、例えば地域の人、あるいは地域外の人、一律にするのか、一律にしないのか、そういうものを会則の中で定めるものと考えております。

安藤委員 : はい、分かりました。

豊田教育部長 : 学校施設を利用している団体等は、今は無料です。総合型地域スポーツクラブでは、クラブの運営費として、クラブに加盟するのにいくらかの会費を払う必要があるのかなというところです。

安藤委員 : 普段は学校体育施設を使っている、例えば市民体育館で試合をしたいときには、市民体育館の使用料の金額はどうなるのですか。

豊田教育部長 : 総合型地域スポーツクラブに加盟しているある団体が単独で市民体育館を使用するとすれば、それは普通の使用料を払います。市民体育館を活動拠点とする総合型地域スポーツクラブができたとして、そのクラブに入っていれば、会費を負担して、使用料はいらないのですが、単独の団体が市民体育館を使用するときは今までと同じです。

安藤委員 : 「地域型」に加入していても、「中央型」には加入していない状態ということですよ。まったく別ということですね。

久我教育部次長 : 今、一生懸命この計画を作っている段階で、今年度中に体育課中心に設立支援をしていきますが、今のご質問のところは、先ほどの当初のご質問のメリットについて、安藤委員は総合型地域スポーツクラブが「中央型」を使ったときに使用料が市外の方が使うと5割増のように、逆に5割減とかですね、そういう優遇措置がないのかというご質問だと思います。

次に、総合型地域スポーツクラブの構成員の人が、「中央型」も兼ねた場合の取り扱いだと思っておりますが、そこはまだ今後もう少し詰めてははいけない部

分が出てきますので、そこの協議は、今までと変わらないという状況です。現段階ではそこまでです。減額するとか、どう取り扱うのかというのは、他の地域の方々のご利用する場合の公平性を常に加味しなくてははいけませんので、その辺はまた今後、体育課と協議していきたいと思っておりますのでよろしく願います。

豊田教育部長

： ある団体が「地域型」にも入っていて、「中央型」にも入っていれば、それは両方の会費を払えば良いことです。使用料は要らないということです。

内田教育長

： よろしいですか。

安藤委員

： はい。

内田教育長

： 他にありますか。

高貴委員

： この総合型地域スポーツクラブのことについて、設立に向けてというのは良く分かったのですが、どういったところを目指しているのかということについてお伺いしたいと思います。

身近な地域でスポーツに親しむことができるというのが主な目的だと思うのですが、今それぞれの学校を利用しているような個人的なクラブの方達も、競技種目によっては県大会だとか、全国大会とか、上を目指そうという方達もいると思います。そういう方達を巻き込んだクラブになっていったときに、それこそ全国レベルの子どもたちを輩出するようなクラブになった場合に、それを支援していくとか、何かそういうものを目指そうとか、市を挙げて特別強い子とか、上手い子を押し進めていこうとか、そういった思いがあるのかどうか。若しくはそういうことを想定してクラブを設立していくのかということをお伺いできればと思います。

それからもう一つは、小学校であったり、中学校もそうだと思うのですが、学校の部活動というのが学校の現場では非常に負担も大きかったりして、いろいろあると思うのですが、例えば、休みの日は総合型地域スポーツクラブで面倒を見るという言い方は変かもしれませんが、学校と連携してこういう取り組みをしていこうとか、そのような考えがあるのかお伺いできればと思います。

古山体育課長

： 総合型地域スポーツクラブを今後起ち上げていくという中で、基本的に行政は側面からの支援という形になりますので、クラブの会則によってクラブの方向性・理念というものが定まると考えておりますので、その辺りはクラブと地域の皆様方の考えによるかと考えております。

それから学校の負担減につきましては、やはりそれぞれのクラブの中で考えていただければ良いのかなと考えております。

豊田教育部長

： 補足してよろしいでしょうか。

基本的に総合型地域スポーツクラブは、地域コミュニティの核としてなるものなので、地域の住民が、スポーツとか、本市の場合は趣味的なものも入れてですが、そういうものを通して地域の方々が集まろうというのが目的です。その中で、競技力の向上を目指している団体があれば、それはそれで良いと思います。

それから部活動のことについては、部活に代わるものとして総合型地域スポーツクラブが補てんするということは考えております。

内田教育長

： よろしいでしょうか。

高貴委員

： はい。もう一つよろしいでしょうか。

資料の4ページから5ページにかけてですが、「3 活動の拠点となる施設及び事務所について」という中で、「中央型」は「市民体育館」ということで、「地域型」については「学校及びコミュニティセンターなどの地域の施設に最低限のスペースを確保します」と書いてあるのですが、これは学校の中にそういう事務所スペースが常にあるということなんでしょうか。例えば、学校の中にそういう事務所スペースがあったとした場合に、学校の先生にその事務を代行していただくのか、若しくは誰か別の方が常駐するのか、その辺はどうでしょうか。

古山体育課長

： 学校の中に事務所を置いた場合には、地域の方がその事務所に常駐するという形になります。教頭先生などに負担をかけない方法を考えております。

内田教育長

： よろしいでしょうか。

高貴委員

： はい、ありがとうございます。

内田教育長

： 他にありますか。

齋藤委員

： 総合型地域スポーツクラブの設立は素晴らしいことだと思いますので、看板倒れにならないように、半年なら半年、あるいは1年なら1年経ったときに、進捗

- 古山体育課長 : 状況を知らせていただければありがたいなと思います。よろしくお願ひします。
- 内田教育長 : はい。
- 内田教育長 : それでは随時、進捗状況の報告をお願いしたいと思ひます。
- : 他にありますでしょうか。
- : それではなければ、議案第3号について採決に入ります。
- 各委員 : 議案第3号について、原案どおり可決することに、ご異議ございせんか。
- 内田教育長 : 異議なし。
- 内田教育長 : 議案第3号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。
- : それでは次に、報告事項に入ります。
- 久我 : 報告事項1「行事の共催、後援及び協賛について」説明をお願いします。
- 教育部次長 : それでは報告事項1「行事の共催、後援及び協賛について」の資料をご覧ください。平成29年8月に教育委員会で共催、後援又は協賛を決定した行事でございます。「共催」につきましては生涯学習課で1件、「後援」については学校教育課で3件、生涯学習課で3件、「協賛」については生涯学習課で2件ございました。合計で9件の決定をいたしましたところでございます。
- 内田教育長 : それでは報告事項1について、ご質問等ありますでしょうか。
- 齋藤委員 : 芝居だとか映画について、後援あるいは協賛するときに、内容がちよつと政治的中立性を欠くものがある場合もありますので、その辺は注意をしておいた方が良いかと思ひますので、お願いいたします。
- 内田教育長 : その辺は良く確認をお願いしたいと思ひます。
- : 他にありますでしょうか。
- : それでは次に、報告事項2「平成29年第12回(10月定例会)、第13回(11月定例会)茂原市教育委員会会議の日程について」説明をお願いします。
- 久我 : 10月の第12回定例会につきましては、10月24日火曜日の午後3時から、また、11月の第13回定例会につきましては、11月22日水曜日の午後3時から、いずれもこの9階の会議室で行います。よろしくお願ひいたします。
- 教育部次長 : それでは会議日程について、よろしいでしょうか。
- 内田教育長 : はい。
- 各委員 : それでは会議日程については、そのようにお願ひいたします。
- 内田教育長 : その他報告がありましたら、お願ひいたします。
- 久我 : 「平成29年茂原市議会第3回定例会の質問事項及び答弁の概略について」ご説明申し上げます。
- 教育部次長 : 本定例会は、9月6日に開会いたしまして、9月21日まで開催されました。一般質問につきましては、9月13日、14日の両日に行われまして、質問者9名のうち6名より教育委員会にかかわる一般質問がございました。各議員からの主な質問は、資料の1ページにありますように、「学校再編について」の質問が2名から、「スポーツ推進計画について」、「通学路の安全対策について」、「市民会館について」などの教育委員会にかかわる様々な質問がございました。
- 内田教育長 : 質問の詳細及び答弁につきましては、資料の2ページ以降をご参照ください。
- 内田教育長 : それでは報告事項について、ご質問等ありますでしょうか。
- : よろしいでしょうか。
- : その他報告がありましたら、お願ひいたします。
- 古山体育課長 : 本日、お手元にお配りしましたカラー刷りのチラシをご覧ください。
- : 来たる10月29日の日曜日、午前9時から長生の森公園野球場におきまして、千葉県・茂原市・一般財団法人自治総合センターの共催により「宝くじスポーツフェア ドリーム・ベースボール」を開催いたします。
- : すでに、広報やチラシ、ポスター等でお知らせしておりますが、当日は、プロ野球で400勝をあげました大投手「金田正一」さん、TBSテレビサンデーモーニングでお馴染みの「張本勲」さん、マサカリ投法でお馴染みの「村田兆治」さん、元巨人軍の投手で「桑田真澄」さんなど24名をプロ野球選手OB会よりお招きしまして、少年少女ふれあい野球教室、選手の直筆入りサインバット・グローブなどが当たるドリーム抽選会、ホームラン競争等のアトラクション、そして最後にドリームチームと茂原市選抜チームとの親善試合を開催する予定でございます。
- : 現在、茂原市野球協会や長生小中学校体育連盟等の関係団体からご協力をい

ただき、また、教育委員会を中心に全庁的な協力体制のもとで準備を進めているところでございます。

また、主催者の方から宝くじの周知をぜひお願いしたいという依頼を受けまして、当日の集客に向けてチラシや入場整理券の配布、ポスターの掲示を関係機関、公共施設等のご協力をいただきながら、周知に努めているところでございます。

教育委員の皆様方におかれましては、当日は開会式へご案内する予定で準備を進めておりますので、ぜひともご来場いただきたいと思います。プロ野球選手の姿を生で見ていただき、市民の皆様にも夢と希望と感動を与えられるようなイベントにしたいと考えておりますので、ぜひご協力のほどよろしくお願ひいたします。

- 内田教育長 : それではドリーム・ベースボールについて、ご質問等ありますでしょうか。
- 齋藤委員 : このチラシを作ったり、チームを呼んだり、いろいろ費用は掛かると思いますが、この費用はどこから出て、どの位かかりますか。
- 古山体育課長 : 宝くじスポーツフェアに関しては、このチラシは全部で20,000枚、ポスターは300枚、入場整理券については、長生の森公園野球場の収容人数が9,000人ですので、規定ではその3倍の入場整理券が一般財団法人自治総合センターから各自治体に郵送されています。そのすべての費用につきましては、数百万円掛かると聞いております。
- また、選手24名のプロ野球選手OB会への派遣費用等の負担につきましても一般財団法人自治総合センターの宝くじ振興基金の費用で賄っていただくと聞いておりますので、費用等についてはかなりの金額が投入されているということです。合計で約1千万円近くと聞いております。
- 市の負担につきましては、地元で開催する必要経費を計上して、予算を確保しているところでございます。
- 齋藤委員 : ありがとうございます。
- 内田教育長 : 他にありますか。
- 安藤委員 : 雨の時は市民体育館で開催することになっているのですが、どんなイベントが行われるのでしょうか。
- 古山体育課長 : チラシの裏面にありますように、雨天時は、茂原市民体育館のメインアリーナで開催する予定となっております。雨天の場合に実施される内容は、少年少女ふれあい野球教室を体育館のメインアリーナで開催し、その後に24名の選手とトークショーを行う予定で、最後にドリーム抽選会を行うという流れになっています。
- 内田教育長 : よろしいでしょうか。
- 安藤委員 : はい。
- 内田教育長 : それでは他に報告事項はありますか。
なければ、以上で第11回教育委員会会議を閉会します。

茂原市教育委員会会議規則第27条の規定により、上記会議録が相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年10月24日

教育長 内田 達也

署名委員 高仲 輝夫

署名委員 高貫 裕一郎